

労働問題セミナー

最近の法改正内容と 令和3年春季労使交渉・協議の課題

令和3年の春季労使交渉・協議に向けて、新型コロナウイルス禍の厳しい経済情勢や労使各団体の動向等の全体状況をふまつつも、やはり、個別企業の賃金については、自社の支払能力に基づき、各社の経営方針により、決定していくことが必要不可欠です。

また、令和3年4月1日より、中小企業においても同一労働同一賃金ルールが適用され、70歳までの高齢者就業確保措置も努力義務化されます。

このような中で迎える令和3年の春季労使交渉・協議の課題を、最近の経済情勢から労働法改正の動向、労使各団体の方針等を中心に解説しますので、この機会にぜひ受講ください。

日時：令和3年3月3日（水）14時～16時

場所：高槻商工会議所 3階会議室（高槻市大手町3-46）

講師：中村総合経営事務所 所長

特定社会保険労務士・中小企業診断士 中村 範久 氏

内容：1. 経済情勢 2. 最近の法改正の動向 3. 労使各団体の動向

定員：先着30名（1事業所2名まで）

※申込書受領後、一両日中に当所より受講受付完了の通知書をFAX送信いたします。

主催：高槻商工会議所 中小企業相談所（TEL 072-675-0484）

申込：2月24日（水）までにFAX、または当所ホームページからお申込みください。

【FAX】072-675-3466 【HP】<http://www.takatsukicci.or.jp>

-----（FAXでのお申込みは切らずにそのまま送付して下さい。）-----

労働問題セミナー受講申込書（R3.3.3開催）

事業所名

電話

F A X

役職	受講者氏名

※新型コロナウイルス対策のため、当日は検温、手指消毒、マスク着用で受講をお願いいたします。

※新型コロナウイルス感染拡大の影響により、中止の場合がございます。

※個人情報取扱：ご記入頂いた内容は参加者名簿作成、連絡用に使用します。